

共同主催国際会議における遵守事項

日本学術会議との共同主催が正式に決定した場合には、主催団体は、以下の事項を遵守していただきます。

(1) 会議の企画・実施

「主催団体」及び「日本学術会議」は、会議の目的及び趣旨に沿って、会議の企画及び実施にそれぞれ責任を持ち、相互に協力して会議を運営するものとする。

(2) 申請内容の変更

申請書に記載された内容について、共同主催の趣旨に沿わない又は共同主催の前提を損なうおそれのある重要な変更が生じる場合には、「主催団体」は、あらかじめ「日本学術会議」に報告し、協議するものとする。特に、会議の主催体制、会議の目的・趣旨、開催形態等に変更が生じる場合には、あらかじめ「日本学術会議」の承認を得るものとする。

(3) 適正な運営

「主催団体」及び「日本学術会議」は、会議の実施に当たり、関係法令及び公序良俗を遵守するとともに、会議を適正に運営し、個人情報適切に管理するものとする。

(4) 名称等の使用

「主催団体」は、「日本学術会議」の名称、略称、ロゴ等について、「日本学術会議」が当該会議を共同主催していることを示す目的に限って使用するものとし、「日本学術会議」が特定の個人、企業、団体、商品又はサービスを推奨又は支持していると誤認されるような使用をしてはならない。

(5) 広報物等の取扱い

会議の案内、ウェブサイト、ポスター、プログラムその他の広報物に「日本学術会議」の名称、略称又はロゴ等を掲載する場合には、あらかじめ「日本学術会議」の確認を受けるものとする。

(6) 会議の準備及び運営に関する事務・経費の分担

会議の準備及び運営等に関する事務及び経費の分担については、「主催団体」及び「日本学術会議」が別途締結する合意書に定めるところによるものとする。

(7) 問題が生じた場合の協議及び改善

会議の企画又は実施について、本条件に反する事実又は共同主催の趣旨に沿わない状況が生じた場合、「主催団体」及び「日本学術会議」は、速やかにその内容及び対応について協議するものとする。「日本学術会議」は、必要に応じて「主催団体」に対し、改善を求めることができるものとし、「主催団体」は、必要な改善措置を講ずるものとする。

(8) 共同主催決定の取消し

「日本学術会議」は、「主催団体」が前項の協議又は改善の求めに応じない場合又は必要な改善措置を講じた後もなお共同主催の趣旨に沿わない状況が継続し、共同主催を継続することが適当でない認められる場合には、共同主催の決定を取り消すことができる。

(9) 重大な事由がある場合の措置

前項にかかわらず、虚偽の申請、重大な法令違反、参加者の安全を著しく損なう行為その他緊急に対応する必要がある重大な事由が生じた場合には、「日本学術会議」は、必要な措置を講ずることができる。

(10) 取消し後の措置

共同主催の承認が取り消された場合、「主催団体」は、「日本学術会議」の名称、略称、ロゴ等の使用を中止し、既に公開又は配布している広報物等について、「日本学術会議」と協議の上、必要な修正その他の措置を講ずるものとする。

(11) ロシアの研究機関等から参加を希望する者についての取扱いについて

「主催団体」は、「日本学術会議が共同主催する国際会議におけるロシアの研究機関等から参加を希望する者についての取扱い（令和4年8月1日 日本学術会議第329回幹事会決定）」（別紙）に沿って対応し、逸脱する取扱いを行わないことについて、誓約するものとする。

日本学術会議が共同主催する国際会議における
ロシアの研究機関等から参加を希望する者についての取扱い

〔 令和 4 年 8 月 1 日 〕
日本学術会議第 329 回幹事会決定

ロシアによるウクライナ侵攻は、世界の平和と安全を脅かし、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、これを最大限の強い言葉で非難する。一方、いかなる時代にあっても学術の交流は促進されるべきである。2022 年 6 月に開催された G7 科学大臣会合において、G7 各国政府が「ロシア政府が関与する、政府支出の研究プロジェクトとプログラムを必要に応じて制限している」こと及び「ロシアを離れることを選択したロシア人の科学者を含め科学技術に関する開放的で国際的な意見交換を行うことをコミットする」ことが確認された。現状にかんがみ、日本学術会議が共同主催する国際会議へのロシアの研究機関等から参加を希望する者の取扱いについて、次のとおりとする。

- ・日本学術会議が共同主催する国際会議へのロシアの研究機関等からの参加登録の申込については、日本政府のロシアへの対応を考慮しつつ、いかなる時代にあっても学術の交流は促進されるべきであることも踏まえ、その取扱いを決定する。
- ・具体的には、日本政府が公表している制裁対象団体に所属する者（国籍は問わない。）や制裁の対象となっている技術等に関わる講演・発表を行う者に対しては、参加登録を保留とする。
- ・制裁対象団体に所属する者が共著者である場合、その研究成果の発表の申込を受理することや講演資料にその者の氏名を掲載することは認めるものの、当該者の参加登録は保留とする。一方、制裁対象団体に所属する者が発表者ではなくとも責任執筆者（主筆）である場合には、その研究成果の発表に係る参加登録は保留とする。
- ・制裁の対象となる団体や技術等、日本政府の制裁に関わる方針の変更に応じて速やかにその取扱いを見直す。
- ・上記方針について、学術会議が共同主催する国際会議の組織委員会に通知する。